

大阪市監査委員	森	伊 吹
同	森	恵 一
同	岡 田	妥 知
同	福 田	武 洋

令和 6 年度監査委員監査結果報告の提出について

(こども青少年局における児童福祉施設等の監理事務)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定による監査を実施し、その結果に関する報告を以下のとおり決定したので提出する。

第 1 大阪市監査委員監査基準への準拠

本監査は、大阪市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第 2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づく財務監査

地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づく行政監査

第 3 監査の対象

1 対象事務

こども青少年局における児童福祉施設等の監理事務
主に直近事業年度及び進行事業年度を対象とした。

2 対象所属

こども青少年局

第4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点	監査の結果
(1) 児童福祉施設等の監理が適切に行われず、児童福祉施設等の不適切な運営により、利用児童の保育等の質が確保されないリスク	ア 児童福祉施設等の監理に関する規程、マニュアル等は適切に整備され運用されているか。	指摘事項1
	イ 過去に発生した事故等を踏まえた安全対策等に対する確認、指導は適切に行われているか。	—
(2) 過去に実施した監査で指摘した事項が実行・改善されず、業務が有効又は適正に実施されないリスク	ア 過去に実施した監査で指摘した事項が実行・改善されているか。	—

(注) 監査の結果欄の「—」の項目については、今回の監査の対象範囲において試査等により検証した限り、指摘に該当する事項が検出されなかったことを示すものである。

第5 監査の主な実施内容

監査手続は試査を基本とし、質問・閲覧等の手法を組み合わせ実施した。

第6 監査の結果

第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められた。

ただし、是正又は改善が必要な事項は以下のとおりである。

1 児童福祉施設の検査について改善を求めたもの

児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。以下「施行令」という。）第38条には、市長は職員に年度ごとに1回以上、児童福祉施設が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第45条第1項の規定に基づき定められた基準を遵守しているかどうかを実地につき検査させなければならないと規定されている。

また、「児童福祉行政指導監査の実施について（通知）」（平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知）別紙「児童福祉行政指導監査実施要綱」（以下「通知」という。）には、施行令第38条に規定する検査を含む児童福祉施設への指導監査の実施方法、実施計画の策定、実施結果の措置及び実地によらず検査をさせることができる場合の事項等が記載されている。

今回の監査において、こども青少年局が監理する児童福祉施設等に対し、年度ごとに1回以上、実地による検査をしているか確認したところ、助産施設及び児童家庭支援センターには当該検査を行っておらず、児童厚生施設には聞き取りによる検査は行っていたものの、実地による検査は行っていなかった。また、上記施設に関する検査の実施計画を策定しておらず、実地

によらない検査とした判断の記録等もなかった。

こども青少年局によれば、他の事業で検査等が行われている施設であることなどから、児童福祉施設として通知に基づいた検査を実施していなかったとのことであった。

なお、他の事業の検査等の結果記録などの入手もしていなかった。

これは、当該施設について、児童福祉施設の検査対象としての認識が不十分であり、検査の実施方法や確認事項等を具体的に定めるなど、適切に検査を実施するための仕組みがないことが原因である。

現状では、当該施設が適切に運営されていることが確認できず、利用する児童等の心身の安全が確保されないリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項1]

こども青少年局は、助産施設、児童家庭支援センター及び児童厚生施設の検査について、他の検査結果等を有効に活用する等、効率的な方法も検討した上で、実施方法、確認事項等を定めるなど、法令等に基づき実施する仕組みを構築されたい。

第7 その他

留意すべき事項

保育所、認定こども園等では全国的に重大事故が繰り返し発生しており、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）において、児童福祉施設等の設備及び運営の基準として条例で定めるべき事項に「児童の安全の確保」が追加されるなど、安全への対策が厳しく求められている。

今回、監査対象とした児童福祉施設等（1,281施設）のうち、保育所、認定こども園等（1,266施設）の指導監査等を実施する幼保企画課においては、平成29年度に実施した監査委員監査の結果^(注)を受けて以降、指導監査等を実施する体制を強化するとともに、指導監査等の実施要綱を制定し、実施要綱に基づき重点事項を定めた実施計画を策定の上、月に1回の内部会議による進捗管理の徹底を行うことなどにより、年度ごとに1回以上の指導監査等が実施されていた。

(注) 幼保企画課が実施している児童福祉施設に対する指導監査について、原則1年に1回の運用となっていない施設があることを指摘したもの。

また、職員が確認すべき内容を記載した監査調書やチェックシートの作成及び指摘の基準や文言の統一化などにより、指導監査等を効率的かつ効果的に実施する工夫も見られた。

こども青少年局は、所管するその他の児童福祉施設等についても、上記のような工夫等も参考に検査方法等を整理するなどして、今後も児童等が心身ともに安全に安心して利用できるよう監理されたい。

参考

図表 今回の監査の対象とした児童福祉施設等の施設数及び検査の実施状況等（令和５年度）

児童福祉施設等	施設数 (注) 1	実地による 検査の実施 施設数	検査担当課	従事職員数（職種） (注) 2
児童厚生施設	8	0 (注) 3	管理課	係長級 1 人（事務 1 人）
助産施設	6	0	こども家庭課	係長級 2 人、係員 2 人（事務 4 人）
児童家庭支援センター	1	0		
乳児院	6	6	幼保企画課	係長級 8 人、係員 6 人 （事務 12 人、保育 2 人） 会計年度職員 9 人 （事務 5 人、保育 2 人、栄養 2 人）
母子生活支援施設	4	4		
児童養護施設	11	11		
保育所	396	396		
保育所型認定こども園	19	19		
幼保連携型認定こども園	60	60		
家庭的保育事業	9	9		
小規模保育事業	214	214		
事業所内保育事業	6	6		
認可外保育施設 (注) 4	541	540		
合 計	1, 281	1, 265		

(注) 1 令和５年４月１日現在の施設数（公設置施設を除く。）。

2 令和６年３月３１日現在の職員数。職種は（）内に略号で記載し、「事務」は事務職員、「保育」は保育士、「栄養」は栄養士を表す。

3 聞き取りによる検査は実施。

4 令和５年４月１日以降に設置及び検査実施までに廃止した施設があるため、施設数と検査等の実施施設数は同数ではない。